

第3次
竜王町子ども読書活動推進計画

平成31年3月
竜王町教育委員会

目 次

第 1	はじめに	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格、役割および第 3 次計画の期間	2
3	第 2 次計画期間中の取り組み	2
4	子どもの読書活動に関するアンケートから見た読書状況	3
第 2	計画の基本目標と基本的な考え方	
1	基本目標	7
2	基本的方針	7
第 3	子どもの読書活動推進のための方策	
1	家庭における子ども読書活動の推進	8
2	園・学校における子ども読書活動の推進	9
	(1) 幼稚園・保育園で育む読書活動	
	(2) 小学校・中学校で育む読書活動	
3	地域における子ども読書活動の推進	11
	(1) 図書館における子どもの読書活動の推進	
	(2) 子ども読書活動関係団体・読み聞かせボランティアなどへの支援	
第 4	計画の推進	
1	推進体制	13
第 5	指標の設定	
1	第 2 次計画指標の評価	13
2	第 3 次計画の指標	15
参考資料		
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	16
2	竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	18
3	竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会・委員名簿	19

第1 はじめに

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。

しかし、近年、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、テレビ、ゲーム、携帯電話（スマートフォン）、インターネット、SNS等さまざまな情報メディアの発達や急速な普及、子どもの生活環境の変化などにより、子どもの「読書離れ」、「活字離れ」が進み、読書の時間が減少しているのが実情です。

竜王町では、家庭、地域、学校・園、図書館が一体となり、子どもの読書環境を充実させ、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、平成20年5月に「第1次竜王町子ども読書活動推進計画」を、平成26年3月には第2次計画を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

第2次計画が平成31年3月に終了することから、平成31年度を初年度とする「第3次竜王町子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の性格、役割および第3次計画の期間

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」の規定に基づき策定された、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」を基本としています。また、竜王町の子どもたちが豊かな心を持った大人へと成長できるよう、現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策の基本方向を設定し、その具体的な取組を示すとともに、まず町や学校などが施策として積極的に取り組むことを期待しています。また、地域や家庭などで地道な取組がなされることを希望します。

第3次計画の期間は、平成31年度から概ね5か年とし、その後についても継続して見直していきます。

3 第2次計画期間中の取組

幼稚園、保育園においては、教職員や保育士による園児に対する読み聞かせが日常的に行われ、一日に一度は絵本に触れ合う機会を作っています。また、園では絵本の貸し出しも行っており、家庭での読み聞かせの機会がもてるよう働きかけています。

小・中学校においては、平成27年度から、町費により1日4時間勤務の学校図書館司書を各校1名ずつ配置しています。そのことにより、学校図書館の利用と図書の出借が増え、効果をあげています。

小学校では、教職員やおはなしボランティアによる読み聞かせも実施されています。また、ファミリー読書¹の取組を通じて保護者へ読書の大切さや意義を伝え、家庭で親子が本を楽しむよう

¹ ファミリー読書…読書習慣の定着をめざし、町PTA連絡協議会が推奨している取組。

な働きかけも行われています。

地域では、こどもひろばや子ども文庫などで、読み聞かせをはじめ子どもが本と親しめるよう子どもと本、また、保護者と子どもを読書活動で結びつける働きかけも行われています。

町立図書館では、小学校へのおはなし会やブックトーク²の出前や、園・学校からの図書館訪問の受け入れ、また、学校の授業や読み聞かせに必要な資料の団体貸出を実施しています。また、小学校の児童に対しての出前貸出（月1回）のほか、竜王幼稚園の園児や中学校生徒にも出前貸出（年3回）を実施し、特に町立図書館に来館できない児童たちに向け、貸出・読書の機会を提供しています。

4 子どもの読書活動に関するアンケートから見た読書状況

(1) アンケート調査の概要

調査の目的

町内の子どもの読書に関する現状などを把握するために実施しているものであり、「竜王町子ども読書活動推進計画」策定の基礎資料を得ることを目的としています。

調査の対象

町内小学校の2年生、4年生、6年生の児童、町内中学校の全生徒

町内2保育園、2幼稚園に通う園児の保護者

調査月・調査方法

平成30（2018）年10月、各園・学校にて、アンケート調査票を直接配布、回収しました。

(2) 児童・生徒に対するアンケート結果の主なもの

①あなたは本を読むことが好きですか。

	はい	いいえ	無回答
小学2年生	88.8%	11.2%	0%
小学4年生	78.6%	21.4%	0%
小学6年生	71.0%	29.0%	0%
中学1年生	58.3%	41.7%	0%
中学2年生	70.7%	28.0%	1.3%
中学3年生	64.7%	35.3%	0%

「あなたは本を読むことが好きですか」という設問に対して、「はい」と回答した子どもたちの割合が、小学校では70%以上となりました。中学校は、小学校と比べて割合は低くなっているものの、前回調査と比べると増加傾向となっています。

² ブックトーク…テーマ等に基づいて複数冊の本を選び、本の内容について紹介することにより、聞き手自身が本に興味を持ち、読書意識を高めるようにする取組。

②あなたは1ヶ月に何冊くらい本を読みますか。

	10冊以上	6～9冊	3～5冊	1～2冊	0冊	無回答
小学2年生	29.0%	33.6%	26.2%	8.4%	0.9%	1.9%
小学4年生	22.2%	20.5%	38.5%	15.4%	3.4%	0%
小学6年生	17.0%	16.0%	39.0%	23.0%	4.0%	0%
中学1年生	11.3%	10.4%	30.4%	42.6%	4.3%	0.9%
中学2年生	6.7%	6.7%	22.7%	62.7%	1.3%	0%
中学3年生	8.4%	4.2%	26.9%	52.9%	9.2%	0%

「あなたは1ヶ月に何冊くらい本を読みますか」の設問への回答を見ると、学年が大きくなるにつれて読書冊数が少なくなる傾向となっていますが、これは、本の読みやすさ、文章の多さ等とも関係しているともいえます。前回調査と比べると、「0冊」、「1～2冊」と回答する子どもたちは減少傾向にあり、各学校の朝読書やPTAのファミリー読書への取組がこの結果につながる要因と考えられます。また、「0冊」、「1～2冊」と回答した子どもたちのうち、「今より本を読みたいと思うが読めない」と回答したその理由として、「勉強のため」、「スポーツ少年団・部活のため」に続き、「読みたい本がわからない」という回答が多くありました。

このことから、今後も、保護者、教諭、地域など身近な大人たちがあらゆる機会を通して、子どもたちに読書活動への働きかけをしていくことが大切です。

③今までに誰かに本を読んでもらったことがありますか。

	はい	いいえ	無回答
小学2年生	99.1%	0.9%	0%
小学4年生	98.3%	1.7%	0%
小学6年生	95.0%	4.0%	1.0%
中学1年生	91.3%	7.8%	0.9%
中学2年生	96.0%	4.0%	0%
中学3年生	84.9%	11.8%	3.4%

「今までに誰かに本を読んでもらったことがありますか」の設問に対しては、多くの子どもたちが「はい」とこたえています。また「誰に読んでもらいましたか」の設問では、ボランティア、先生、父母という順で回答が多くありました。このことから、子どもの読書に対してボランティアの存在が大きく関わっていることがわかります。ボランティア活動を継続し、より幅広い活動が展開できるよう、全体のスキルアップを目指すことが大切です。

④学校図書館の利用について

授業以外で学校の図書館を利用しますか。どのくらい利用しますか。

	月1回	月2～3回	週1～2回	週3～4回	ほぼ毎日	行かない	その他	無回答
小学2年生	13.1%	13.1%	24.3%	9.3%	9.3%	29.9%	0.9%	0%
小学4年生	8.5%	33.3%	28.2%	12.0%	9.4%	5.1%	2.6%	0.9%
小学6年生	16.0%	25.0%	22.0%	6.0%	3.0%	24.0%	1.0%	3.0%
中学1年生	13.0%	16.5%	12.2%	9.6%	7.0%	34.8%	6.1%	0.9%
中学2年生	16.0%	14.7%	17.3%	4.0%	2.7%	42.7%	1.3%	1.3%
中学3年生	16.0%	7.6%	10.9%	0.8%	5.9%	50.4%	3.4%	5.0%

「授業以外で学校の図書館をどのくらい利用しますか」の設問に対しては、小学生の41.7%、中学生の23.3%が「週に1回以上利用する」と回答した一方で、小学生の19.1%、中学生の42.7%が「行かない」と回答しており、二極化している状態といえます。

また、「学校図書館がどうなればもっと利用しやすくなりますか」の設問では、小・中学生とも「本の種類を増やす」、「本を選びやすくする」という回答が多くなっています。学校図書館は学校教育に必要な資料を揃えるとともに、児童・生徒の「読書センター³」「学習情報センター⁴」としての機能を果たせるよう、学校図書館の活用を推進していくことが必要です。

⑤町立図書館の利用について

本を読んだり借りたりするために、図書館をどのくらい利用しますか。

	月1回	月2～3回	週1～2回	週3～4回	ほぼ毎日	0回	無回答
小学2年生	28.0%	27.1%	18.7%	5.6%	6.5%	11.2%	2.8%
小学4年生	44.4%	23.1%	6.8%	2.6%	0.9%	22.2%	0%
小学6年生	49.0%	22.0%	4.0%	1.0%	1.0%	21.0%	2.0%
中学1年生	43.5%	22.6%	0%	0.9%	0%	33.0%	0%
中学2年生	42.7%	8.0%	1.3%	0%	0%	48.0%	0%
中学3年生	37.8%	7.6%	1.7%	0%	0%	47.1%	0%

「町立図書館をどのくらい利用しますか」の設問に対しては、「月1回」という回答が多くなっていますが、学年が進むにつれて「0回（行かない）」と回答する子どもが増えています。

また、「町立図書館がどうなれば、もっと利用しやすくなると思いますか」の設問では、学校図書館に対する設問と同様に「本の種類を増やす」、「本を選びやすくする」が多く、次に「本を読む・借りる以外のこともできるようにする」が続きました。子どもたちのニーズを把握し選書に活かすとともに、多くの本の中から子どもが自分に読みたい本を探すことは小さい学年ほど難しいと考えられることから、本を見やすく配列し探しやすくする、また、本の紹介の機会を増やす

³ 読書センター…日々の生活の中で児童生徒が自由に読書を楽しむ場であり、また、豊かな感性や情操を育む読書の場のこと。

⁴ 学習情報センター…児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、必要な情報の収集・選択・活用できる場のこと。

などの工夫や働きかけを引き続き行っていくことが必要です。また、催しの開催等を通じて、子どもたちと本をつなげていく取組も大切です。

(3) 園児の保護者に対するアンケート結果の主なもの

①家庭での絵本の読み聞かせについて

家庭で絵本の読み聞かせをしていますか。

ほぼ毎日	2～3日に1回	週に1回	月に1～2回	していない	その他	無回答
12.8%	24.4%	26.2%	21.2%	12.5%	1.7%	1.2%

「家庭で絵本の読み聞かせをしていますか」の設問に対しては、回答が分かれていましたが、「週に1回」が一番多くなりました。「読み聞かせをしていない」理由として、「時間がないから」を挙げる保護者が多くありました。現代の社会では、時間を作り出すことは難しいところもありますが、子どもが読んでもらいたがった時に、短い時間でも読み聞かせの時間を持つと思えるよう、子どもに読み聞かせをすることの大切さを伝えていく必要があります。

②保護者自身の町立図書館利用について

自分の本を読んだり借りたりするために町立図書館をどのくらい利用しますか。

利用したことがない	年に2～3回	月に1回	週に1回	週に2回以上	無回答
15.7%	35.2%	42.2%	6.4%	0.3%	0.3%

町立図書館で読み聞かせの本を借りることがありますか。

ある	ない
69.5%	30.5%

「自分の本を読んだり借りたりするために町立図書館をどのくらい利用しますか」の設問に対しては、「月に1回」、その次に「年に2～3回」が続く結果となった一方で、「利用したことがない」と回答した保護者が15.7%ありました。

また、「町立図書館で読み聞かせの本を借りることがありますか」の設問に対しては、「ある」が69.5%、「ない」が30.5%となりました。

「利用したことがない」「借りたことがない」と回答した中には、いそがしくて図書館に行く時間がないという保護者もあると考えられますが、読書や読み聞かせの大切さを伝えるとともに、保護者自身が、図書館や読書に意識を向けるよう働きかけを行う必要があります。

第2 計画の基本的な考え方

1 基本目標

「子どもが楽しく本に親しめる環境づくりをすすめ、本を生涯の友とする子どもを育みます」

2 基本的方針

子どもの読書活動推進にあたり、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次計画）」および「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」の基本方針をふまえ、次の3点を基本的方針とし、この方針に基づき具体的な取組を進めます。

（1）子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりが大切です。子ども自身が読書の楽しさを発見できるよう、子どもの発達段階に応じた働きかけを行う必要があります。

家庭・園・学校・地域・図書館が連携し、子どもの読書活動を推進するとともに、施設や設備の充実、子どもと本をつなぐ役割を果たす人材の育成等、本に親しむ環境づくりに努めます。

（2）家庭、地域、園・学校等の連携による社会全体での取組の推進

子どもの自主的・自発的な読書活動を推進するためには、家庭・園・学校・地域・図書館等社会全体の連携と協力が必要です。

各機関がそれぞれの担うべき役割を果たすとともに、読書ボランティア等とも連携しながら、子どもの読書活動の取組に努めます。

（3）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書にとって、特に、家庭の理解や協力が不可欠です。そのためには、保護者に読書やおはなしの楽しさ、大切さを認識してもらうことが重要です。

家庭での読書が生活の習慣となるよう、子どもの読書活動に関わる、園・学校・地域・図書館・子育て関連機関が連携して啓発活動に努めます。

また、町民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めていくとともに、あらゆる機会をとらえて普及・啓発活動に努めます。

第3 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子ども読書活動の推進

家庭は、子どもの育ちにとってとても大切な場です。子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけるうえで、生活の場の基本である家庭において、乳幼児から自然に本に親しむことができる環境づくりが大切です。子どもの発達段階に応じて読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする時間を設けるなど、日常生活の中で本に親しむ環境づくりを工夫することが必要です。

【現状と課題】

テレビ、ゲーム、インターネット、携帯端末などの普及は、大人だけでなく子どもたちの生活環境を大きく変化させました。こうした子どもの生活時間の変化や興味、関心の多様化は、子どもの本に親しむ機会を減少させることの一因となっています。

竜王町では、10か月児健康診査時に絵本の引換券を配布し、図書館に来館された際に、絵本や絵本のリスト等の手渡しとともに家庭での読み聞かせの大切さを知らせるブックスタート事業⁵を実施しています。

子育て支援活動の「こどもひろば」等では、ボランティアによる絵本の読み聞かせを、図書館では、乳幼児向けの「おひざでだっこのおはなし会」を定期的開催し、絵本の読み聞かせのほか、手あそび、わらべうたの紹介などもしています。

乳幼児期に家庭で絵本が読まれているかどうかは、保護者の育児に対する考え方や生育環境によりかなり差があります。家庭で読み聞かせを継続して楽しんでもらえるよう保護者の本への意識や関心をどのように高めていくか、という課題があります。

【今後の取組】

- ①ブックスタートをはじめ、子育て支援活動の中で、保護者自身が絵本や読書に興味を持ち楽しさを実感してもらえるよう、絵本の紹介や絵本の読み方、選び方等の情報提供を行います。
- ②子育てや教育に関する講座やイベントの情報提供を行い、積極的な参加を呼びかけます。
- ③図書館やこどもひろば等でのおはなし会を充実させ、家庭で読書をする習慣の大切さを呼びかけます。

⁵ ブックスタート事業…絵本を通じて親子のふれあいを深め、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す事業。

2 園・学校における子ども読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育園で育む読書活動

乳幼児期に、言葉や絵本に触れる機会を増やし、本に親しんでその楽しさを覚えることは、その後の読書活動の基礎となります。

園における読書活動の取組は、幼児期に絵本の読み聞かせなどにより、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、その後の読書活動の基礎を築く、大切な役割を果たしています。

【現状と課題】

幼稚園・保育園では、1日1回は教員や保育士が絵本の読み聞かせを行っています。

また、保育環境として季節や行事、年齢や発達段階に応じた絵本を保育室や子どもの目につくところに置くなど、絵本に触れる機会を多く設けています。

竜王幼稚園、ひまわり・コスモス保育園では、町立図書館から出前おはなし会を、竜王西幼稚園では、PTAのボランティアから出前読み聞かせを定期的に受けています。また、竜王西幼稚園、コスモス保育園では、隣接する竜王西小学校の読み聞かせボランティア「虹色お話隊」の児童たちによる読み聞かせも行われています。

幼い頃から本とふれあう習慣が、本の楽しさを知り読書に親しむことにつながります。そのためには、園での読書活動を通じて保護者に読書の大切さや意義を伝え、家庭で親子が本を楽しみ読めるようにより働きかけていくことが求められています。

【今後の取組】

- ①絵本等を整備するとともに、絵本をじっくりと落ち着いて見ることができる図書スペースを設置するなど、読書環境の整備に努めます。
- ②教師・保育士やボランティアなどによる絵本の読み聞かせを積極的に実施します。
- ③園だよりなどを通じて保護者に園での読書活動の様子を知らせることで、保護者の理解を深めるとともに、家庭での読み聞かせが進むよう、幼児期における絵やおはなしとの出会いの重要性について啓発に努めます。
- ④講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教員や保育士の理解や技能を高めるように努めます。

(2) 小学校・中学校で育む読書活動

学校は、子どもが生涯にわたって読書に親しむ態度を育てていく上で大きな役割を担っており、学校図書館や読書活動の位置付けはますます重要なものになっています。

新学習指導要領の総則には、言語能力の育成をはかるため、各教科等の学習を通じて、児童・生徒の言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが定められています。

学校図書館は、子どもたちに本を読むことの楽しさを教え、豊かな感性や情操を育む「読書センター」として、また「読みたい」、「知りたい」という児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たすことが期待されています。それらの機能を活用した授業のあり方を工夫し、すべての教育活動を通じて児童・生徒が読書に親しむことができるようにすることが必要です。

【現状と課題】

小学校では、週に1度は教師や読み聞かせボランティアによる読み聞かせが行われています。また、家庭で保護者と子どもがともに読書を楽しむ「ファミリー読書」の取組も行われています。

中学校では、毎日始業前に朝の読書を全校一斉に実施しており、いそがしい中学生にとって読書に親しむ貴重な時間となっています。

各小・中学校図書館には、平成27年度から町費で学校図書館司書を1名ずつ配置しており、学校図書館を運営しています。中学校では、図書ボランティアが昼休みにほぼ毎日来校し、図書館の開館事務に携わって図書委員のサポートをしています。

今後は、より一層これらの活動を活発化させ、小・中学校の各段階において児童・生徒が読書に親しめるような働きかけをし、読書習慣を確立する必要があります。

さらに、児童・生徒の知的活動を促進し多様な興味・関心に応えるために、魅力ある図書資料などの整備・充実が求められます。

【今後の取組】

- ①豊富で多様な図書資料を整備し、より魅力的な学校図書館づくりをめざします。
- ②図書の分類や配架の工夫、本の紹介コーナーの設置など、児童・生徒が使いやすく、居心地のいい学校図書館となるよう環境整備に努めます。
- ③町立図書館との連携により、児童・生徒が読書に親しむ機会を広げます。
- ④読書指導の年間指導計画を作成し、教科・領域・総合的な学習の時間などで、計画的に取り組めるようにします。
- ⑤学校図書館や図書館の機能を活用した授業や取組が行えるよう、校内研修を実施します。また、図書資料を活用した授業を展開します。
- ⑥学校図書館だよりなどを通じて保護者に学校での読書活動の様子を知らせ、子どもの読書に関する情報を提供することによって、大人も含めた家庭における読書習慣の形成を促します。

- ⑦小学校で実施している「ファミリー読書」を通じて、家庭で親子が本について親しみ対話できるよう啓発していきます。

3 地域における子ども読書活動の推進

(1) 図書館における推進

図書館は、子どもが学校外で本と出会い親しむことのできる場所であり、地域における子ども読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

【現状と課題】

図書館は、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や読み聞かせなどのサービスを行っています。毎週、おはなし会を開催し絵本の読み聞かせを行っているほか、乳幼児向けの親子で楽しむ「おひざでだっこのおはなし会」を定期的に行っています。中高生向けには、ティーンズコーナーでの資料のテーマ展示や中高生向けとしゃかんだよりの発行等を通じて、中高生の読書を支援しています。そのほか、自然教室、工作教室、クリスマス会などの催しを通して図書館や本に親しむ活動を行っています。

園への定期的な出前おはなし会をはじめ、こどもひろばや地域子育てサロンなどへの出前おはなし会も随時行っています。

学校に対しては、授業や課題に役立つ資料の貸出や、出前個人貸出を実施するほか、学校への出前おはなし会やブックトークを通じて、子どもたちが本と出会う機会を増やし、学校図書館を支援しています。

図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場所です。このため、求める本、資料、情報が容易に入手できるように、さらにサービスを充実することが求められます。図書館での資料の選択・収集・利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たす、児童サービスを担当する司書の資質向上を図ることも求められます。

【今後の取組】

- ①子どもの本を計画的に購入していくとともに、本の展示、魅力的な本棚作りを行う等、本と読みたい子どもが確実に出会える活動を実施していきます。
- ②園や学校でよりよい読書活動ができるよう団体貸出をはじめ、支援をすすめていきます。
- ③子どもの読書に関する各機関とも情報を共有し、子どもたちによりよい読書支援ができるよう連携を図っていきます。
- ④おはなし会や各種事業など、子どもと保護者を対象とした取組を通じて、本や図書館に親しむ機会を作り、図書館利用の促進を図ります。
- ⑤子どもたちの情報活用能力、また大人になっても役に立つ図書館活用力を育むため、学校図書館と連携して、図書館の使い方や本の探し方を知る活動を実施していきます。

- ⑥高度情報時代に今後ますます必要とされるレファレンスサービスを積極的に進めていきます。
- ⑦一般的な子ども向けのおはなし会で読み聞かせをする物語ではない側面から、本に関心を持ち親しんでもらえるよう他課、他機関と連携し取り組みます。例えば、子どものヘルスリテラシー⁶向上を目指して体の基本的な知識を伝える「からだのおはなし会」を実施し、合わせて子どもにからだの話ができる人を増やしていくなど、子どもだけでなく、保護者をはじめ子どもをとりまく大人を巻き込んだ活動を展開していきます。
- ⑧地域と連携し、来館が困難な子どもが利用しやすい場所での本の受け渡しができるような仕組みを作っていきます。
- ⑨滋賀県立図書館等で開催される各種研修等に積極的に参加をするとともに、自己研鑽を積むことで職員の資質向上を図ります。

(2) 子ども読書活動関係団体・読み聞かせボランティアなどへの支援

文庫活動や読み聞かせボランティアなどは、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな力となっています。

【現状と課題】

ボランティアは、幼稚園・学校・図書館・地域施設・子ども会等で読み聞かせや、作品制作、学校図書館運営に関わる仕事を行っています。

長年にわたって活動を続けている地域文庫の中には、子ども読書活動の推進にとどまらず、地域に根差した子育て支援の場にもなっているところもあります。

子どもの読書についての一層の理解や技術の習得・向上の推進を図ることがボランティアに求められています。

【今後の取組】

- ①子どもの読書に関わるボランティアに対して、活動内容の充実や発展のため、本を知る研修や読み聞かせの研修などへの情報提供を行い参加を支援します。
- ②公共図書館や町公民館内の地域学校協働本部で、読み聞かせボランティアの育成を推進するとともに、地域や学校で活動できるよう支援します。

⁶ ヘルスリテラシー…健康に関する情報を入手し、理解し効果的に活用するための能力のこと。健康に関する理解を向上させ、より健康的な生活を送れるようにする目的がある。

第4 計画の推進

1 推進体制

子どもの読書活動について、総合的で継続的な推進のためには園・学校また各機関が、本計画に掲げる取組を計画的に実施していくことが重要です。基本目標の実現に向け、基本の方針を踏まえながら、具体的な取組を進めていきます。また、それぞれの読書活動の場ですなかりを保ちながら、子どもの読書活動の推進を図ります。

本計画の進捗状況については、図書館協議会において、各施策の実施状況について検討・評価を行い、適切な進行管理に努めます。

第5 指標の設定

1 第2次計画指標の評価

第2次計画において設定した指標の評価は次の通りです（実績は平成29年度末）。

① 1ヵ月間に図書を1冊も読まない児童・生徒の割合 [目標 小学校、中学校とも0%]

アンケートの結果を見ると、小学校については2.8%、中学校については5.5%となり、第2次計画策定時の現状（小学校6.1%、中学校10.8%）より良くなった結果となりました。

各学校の朝読書やPTAのファミリー読書への取組がこの結果につながった要因と考えられます。

今後は、小学校ではファミリー読書、中学校では朝読書の継続、また、家庭への働きかけを通して、不読率を下げよう取り組みます。

② 本を読むことが好きな児童・生徒の割合 [目標 小学校、中学校とも80%]

アンケートの結果では、小学校については79.6%、中学校については63.8%と目標には届きませんでしたが、第2次計画策定時の現状（小学校74.7%、中学校59.4%）を上回り増加傾向となっています。

これは、園・学校では先生をはじめボランティアが、家庭では保護者が、また図書館でも読み聞かせが行われており、おはなしや本に親しむ機会が増えていること、各学校図書館へ配置の学校司書による読書啓発が行われていることが考えられます。

今後も、様々な機会を通して読書の良さや楽しさを伝えていくとともに、子どもたちの、知りたい、読みたいという気持ちが高まるような蔵書と環境の整備をすすめることで、生涯にわたる読書習慣の土台作りができるよう取り組んでいきます。

③ 学校図書館への学校司書の配置 [目標3名]

平成27年度より、町費で学校図書館司書が小・中学校それぞれ1名（全3名）配置され、学校図書館が毎日開館できるようになりました。その結果、各学校図書館の利用が増え、児童・生徒の読書に関する相談に対応できるようになりました。また、授業で使用する資料の準備もスムーズにできるようになりました。

④公共図書館を子どもが利用している割合（0～15歳）[目標 60%]

実績数値は48.5%と第2次計画策定時の49.2%を少し下回る結果でした。小学生（7～12歳）では、75.5%と高い数値となっています。未就学児の数値は28.2%、中学生（13～15歳）は30.6%となっています。

今後は、部活、勉強等がいそがしくなる中学生に対してのアプローチを工夫していくことで、中学生の図書館利用を促していきます。

⑤児童図書の公共図書館での年間貸出冊数（15歳以下の子ども1人あたり）[目標 30冊]

実績は34.2冊と、目標達成となりました。

図書館から学校に出向いての出前貸出により、さまざまな理由で来館が難しい児童へも貸出の機会を提供できていることが貸出冊数増加の一因と考えられます。

今後は、魅力ある蔵書整備と、子どもや保護者への働きかけを進めることで、さらに利用されるよう取り組みます。

⑥公共図書館の児童書の蔵書冊数（15歳以下の子ども1人あたり）[目標 20冊]

19.8冊と目標には届きませんでした。今後は、新しく発行された本の購入とともに、読まれ続けて傷みが出てきた本や、内容が古くなった本の買い替えを合わせてすすめていきます。

⑦ファミリー読書をしている割合（小学生）[目標 80%]

78.4%と目標には届きませんでした。増加傾向です。

小学校からのおたより等での働きかけにより、割合が増加したと考えられます。今後は、小学校からだけでなく、図書館からも「子ども向けとしょかんだより」の発行等を通じて、本の紹介も含め啓発していきます。

2 第3次計画の指標

第2次計画において設定した目標に到達できなかった指標については、第3次計画でも引き続き同じ目標を設定し、実現に向けて努力していきます。また、達成した項目については指標を見直し、子どもの読書の状況がより把握できるよう設定します。この指標の達成状況の把握などによって、計画の進行管理を行っていきます。

指 標 名		第2次計画 時現状	第2次計画 目標	現状 H30年	目標
① 1ヶ月間に図書を1冊も読まない児童・生徒の割合	小学校	6.1%	0%	2.8%	0%
	中学校	10.8%	0%	5.5%	0%
②本を読むことが好きな児童・生徒の割合	小学校	74.7%	80%	79.6%	80%
	中学校	59.4%	80%	63.8%	80%
③学校図書館への学校司書の配置		3人	3人	3人	3人
④公共図書館を子どもが実際に利用している割合（0～15歳）		49.2%	60%	48.5%	60%
⑤児童図書の公共図書館での年間貸出冊数（15歳以下の子ども1人あたり）		26.0冊	30冊	34.2冊	36冊
⑥公共図書館の児童書の蔵書冊数（15歳以下の子ども1人あたり）		15.8冊	20冊	19.8冊	20冊
⑦ファミリー読書をしている割合（小学生）		67.7%	80%	78.4%	80%

<参考資料>

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どものあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責任）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書計画推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県の子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、こどもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき竜王町子ども読書活動推進計画を策定するため、竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書の意義と現状把握に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項。

(委員)

第3条 委員会の委員は8名以内で組織し、委員は教育長が委嘱または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議に必要な関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は竜王町立図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会
委員名簿

〔敬称略〕

	氏 名	備 考
委員長	岡山 厚子	竜王町立図書館協議会
副委員長	甲津 美紀子	地域文庫代表者
	高浪 郁子	学識経験者
	山本 智子	ひまわり保育園保育士
	福本 綾子	竜王西幼稚園教頭
	小根田 栞	竜王小学校教諭
	田中 範子	竜王中学校教諭
	元岡 万季	学校教育課教育指導係長